

## 「出生届オンライン作成システム」 をご利用ください。



### STEP.1

#### 事前申請

スマホで簡単！

産院から受け取った出生証明書をもとに、スマホで「出生届オンライン作成システム」に入力してください。



### STEP.2

#### 届出

署名のみ！

出生証明書と母子手帳を持って、市役所市民課にお越しください。オンライン作成システムを使用した旨を窓口でお伝えいただき、出生届に署名をすれば、届出は完了です！

### ▼ 従来の方法に比べて、こんなところが便利になります。

手書きの手間が大幅に  
少なくなります。



手書きのみだった出生届を、使い慣れたスマホで作成できます。手書きする所は、窓口での署名だけで済みます。

書類の不備を未然に  
防ぎます。



- 人名に使用できない漢字が使われているなど、窓口で受理できないような不備がある場合、アラートが表示され先に進めないようになっています。

窓口での手続きにかかる  
時間が短縮されます。



- システムから申請いただいた内容は職員が事前にチェックしておけるため、窓口での確認事項が減り、手続きにかかる時間の短縮になります。

※出生届オンライン作成システムのみでは、届出は完了しません。  
お子様が生まれてから **14日以内**に、必ず市民課までお越しください。

※オンライン作成後の届出窓口は、**市役所本庁舎の市民課のみ**です。  
(赤塚・常澄・内原の各出張所でも、従来通りの出生届出は可能です。)



▲オンライン作成はコチラ